第九条中「第六条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（一般化学物質等の製造数量等の届出）

第九条の二　法第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第二十条の二において同じ。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　一般化学物質の名称

二　一般化学物質の前年度の出荷数量

2　法第八条第一項の届出は、毎年度六月三十日までに様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

（優先評価化学物質の製造数量等の届出）

第九条の三　法第九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　優先評価化学物質の名称

二　優先評価化学物質の前年度の出荷数量

三　優先評価化学物質を製造した場合にあつては、その優先評価化学物質の製造された国名又は地域名

2　法第九条第一項の届出は、毎年度六月三十日までに様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

第十条第一項中「第五条の三第一項、第二十三条第一項及び第二十五条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第五条の三第一項、第二十三条第一項又は第二十五条の二第一項」を「第十三条第一項」に、「様式第九」を「様式第十三」に改める。

第十一条中「第五条の三第二項ただし書」を「第九条第二項ただし書」に、「一トン」を「百トン」に改め、同条第二項中「第二十三条第二項ただし書及び第二十五条の二第二項ただし書」を「第十三条第二項ただし書」に、「百トン」を「一トン」に改める。

第十二条の見出し中「有害性の調査の指示」を「有害性の調査の指示等」に改め、同条中「第五条の四第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の三第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条第一項の経済産業省令で定める者は、試験成績を記載した資料の提出の要求の日前三年以内に当該要求に係る優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。

第十三条第一項中「第二十六条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第二十六条第一項」を「第三十五条第一項」に、「様式第十」を「様式第十四」に改め、同条第三項中「第二十六条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第十四条中「第二十六条第二項」を「第三十五条第二項」に、「様式第十」を「様式第十四」に改める。

第十五条第一項中「第二十六条第六項」を「第三十五条第六項」に改め、同条第二項中「第二十六条第六項」を「第三十五条第六項」に、「様式第九」を「様式第十三」に改める。

第十五条の二中「第三十三条第一項から第三項まで」を「第四十四条第一項から第三項まで」に、「様式第十一」を「様式第十五」に改める。

第十六条中「第三十三条第四項」を「第四十四条第四項」に、「様式第十三」を「様式第十六」に改め、同条第二項中「第三十三条第八項」を「第四十四条第八項」に、「様式第十四」を「様式第十七」に改める。

第十七条第一項中「第三十七条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第二十条中「第五条の三第一項の届出、第六条第二項若しくは第十条第一項の申請、同条第二項の届出、第十一条第二項の申請又は第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第二項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十五条の二第一項、第二十六条第一項、第二項若しくは第六項の届出」を「第十三条第一項の届出、第十七条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項の申請、同条第二項の届出、第二十二条第二項の申請又は第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第二項若しくは第六項の届出」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による一般化学物質の製造数量等の届出に係る特例）

第二十条の二　法第八条第一項又は第九条第一項の届出を行おうとする者は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、経済産業大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は適用しない。

一　電子届出等様式に記録すべき事項

二　法第八条第一項又は第九条第一項の規定により届け出るべきこととされている事項

第二十一条第一項中「前条第一項」を「第二十条第一項又は前条」に、「様式第十七」を「様式第十八」に改め、同条第三項中「様式第十八又は様式第十九」を「様式第十九又は様式第二十」に改める。

第二十二条中「第十条」を「第九条の二から第十条まで」に、「様式第二十一」を「様式第二十二」に改める。

様式第一から様式第二十までを次のように改める。

様式第1

第１種特定化学物質製造許可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　㊞

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第17条第１項の許可を受けたいので、同条第２項の規定により次のとおり申請します。

1　事業者名及びその所在地

2　第１種特定化学物質の名称

3　製造設備の構造（別添図面のとおり）

4　製造設備の能力

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　製造設備の構造については、別添図面とすること。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第2

第１種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　㊞

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第21条第１項の変更の許可を受けたいので、同項の規定により次のとおり申請します。

1　事業者名及びその所在地

2　第１種特定化学物質の名称

3　変更の種類及びその内容

4　変更の理由

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。